

「協同組合ビジネスサポート」の営業表示の不正競争行為差止等請求事件：東京地裁令和1(ワ)14303・令和1年3月24日（民47部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

他人の営業表示・需要者間に周知・他人の営業と混同（不競法2条1項1号）

【事案の概要】

本件は、「ビジネスサポート協同組合」の名称で高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業を営んでいる原告が、被告に対し、被告が高速道路ETCカード事業等を営むに当たり

、「協同組合ビジネスサポート」との名称及びその略称又は通称である「ビジネスサポート」という表示を使用することが、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、①同法3条1項に基づき、同名称及び同表示の使用の差止めを、②同条2項に基づき、被告の法人登記のうち名称部分の抹消登記手続を、③同法4条に基づき、損害賠償金597万4000円及びこれに対する被告の設立日である平成28年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲げた事実以外は、当事者間に争いが無い。なお、枝番号の記載を省略したものは、枝番号を含む（以下同様）。）

(1) 原告

原告（ビジネスサポート協同組合）は、組合員のためにする高速自動車国道及び一般有料道路等の通行料金の支払代行に関する業務等を事業目的として、平成6年3月29日に設立された協同組合であり、設立時より、「ビジネスサポート協同組合」との名称を使用している（甲1）。

原告の主要業務は、組合員のためにする高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業である。

(2) 被告

ア 被告（協同組合ビジネスサポート）は、組合員のためにする高速道路ETCカード事業及び自動車燃料等の共同購買事業等を事業目的として、平成28年8月1日に設立された協同組合である。

イ 被告は、上記事業を行うに当たり、「協同組合ビジネスサポート」という名称のほか、その略称又は通称として「ビジネスサポート」という表示をホームページ等において使用している（甲2、5）。

2 争点

(1) 「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」（以下、これらを併せて「原告表示」という。）が、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているか

- (2) 被告が「協同組合ビジネスサポート」又は「ビジネスサポート」を使用することにより、原告の営業との混同が生じるか
- (3) 損害の発生及び損害額

【判 断】

1 争点1（原告表示が、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているか）について

(1) 不正競争防止法2条1項1号は、「不正競争」として、「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同じ若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し（中略）て、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」を挙げており、不正競争行為が成立するためには、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されていること（周知性）が必要である旨を規定している。

そして、法人の名称は、法人の事業又は営業全体を表す点で、個別の商品や役務を表す商標と区別されるものであって、当該事業又は営業との関係でみて一般的名称といえる性質を有するものもあり得るところ、そのような法人の名称は、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというべきであるから、当該名称の使用の時期が相当程度に長くその浸透度も極めて大きいことなどから商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情がない限り、それが法人の営業等を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っているものと認めて周知性を肯定することは、極めて困難といわなければならない。

(2) そこで、以上を前提に、原告表示（「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」）について以下検討する。

まず、「ビジネスサポート」については、「ビジネス」と「サポート」という、いずれも一般的な概念を表現するために用いられるいわゆる普通名詞の単純な組合せであり、原告の主たる事業である、組合員のためにする高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業という事業内容との関係からみても、他社（組合員）のビジネスを支援するという業務内容を示すものであり、その事業内容の性質を名称化したものとして、一般的名称といえる性質を有するものというほかない。加えて、証拠（乙3）により、実際に、多数の法人が「ビジネスサポート」をその名称の一部に用いていることが認められることをも併せ考慮すれば、「ビジネスサポート」は、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというほかない。

また、「ビジネスサポート協同組合」についても、上記説示のように自他識別力を欠くか、極めて弱い「ビジネスサポート」と、法人の形態を示すものにすぎない「協同組合」を組み合わせたものであるにすぎず、証拠（甲12）により、原被告以外に、「ビジネスサポート協同組合」を名称の一部に用いてい

る法人が複数存在することをも併せ考慮すれば、「ビジネスサポート協同組合」についても、「ビジネスサポート」と同様に、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというべきである。

そうすると、このような原告表示（「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」）が、法人の営業等を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っているものとして周知性が肯定されることは、当該名称の使用の時期が相当程度に長くその浸透度も極めて大きいことなどから商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情がない限り、極めて困難というほかない。

しかして、原告の事業が全国の多種多様な業種の企業を対象にしていること（弁論の全趣旨）に照らせば、原告表示の周知性を判断するに当たり、上記需要者は、特定の業種に限定されない全国各地の企業と認めるのが相当である。その上で、原告が、原告表示が広く認識されていることを具体的に立証するものとして提出した証拠（甲 21～25, 27～29, 31）をみても、原告が平成6年から「ビジネスサポート協同組合」という名称を使用していることや、既に取り引などにより原告と何らかの関係を有している、都内近郊の企業や金融機関など数社が、原告表示が原告の事業を表示する旨認識していることが認められるが、それにとどまり、上記のような需要者における浸透度が上記事情を肯定できるほど大きいとは必ずしもいえず、事柄の性質上、これらによって当然に、原告表示が上記のような商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情が存するということはできず、原告表示の周知性を基礎付けるに足りないというほかない。その他、原告は縷々主張するが、その主張内容に照らして本件全証拠を精査しても、原告表示の周知性を認めるに足りるものは見当たらない。

したがって、原告表示は、そのいずれも、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されているということとはできない。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、その設立時から原告表示を使用していることに加え、①組合員数が342名であること、②活動範囲が日本全国に及ぶこと、③組合員が多種多様な業種で構成されていること、④原告の営業活動や広報活動、⑤同業者団体への加入やそこでの活動などからすれば、原告表示である「ビジネスサポート協同組合」又は「ビジネスサポート」が、原告の商品等表示として需要者の間に広く認識されていると主張する。

しかし、前記説示のとおり、原告表示自体が、自他識別力を欠くものか、自他識別力が極めて弱いものであり、その需要者における浸透度が商品等表示該当性を肯定できるほど大きいものとは必ずしもいえないことに照らせば、原告が主張する上記事情を考慮したとしても、これらをもって直ちに原告表示の周知性を基礎付けることができることとならないといえるほかない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

イ 原告は、「ビジネスサポート」は、「顧客の営業に役立つ業務を行う」という意味であり、事業の内容には該当せず、また、「ビジネスサポート」が普通名詞の組合せであるとしても、当該商品に当該商品の普通名詞を商品等の名称として命名するような場合ではないから、商品等表示に該当しないというものではないし、さらに、同一名称を用いる他の団体が存在するだけでは、商品等表示の該当性は否定されない旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、「ビジネスサポート」は、原告の主たる事業である、組合員のためにする高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業という事業内容との関係からみても、他社（組合員）のビジネスを支援するという業務内容を示すものであり、その事業内容の性質を名称化したものとして、一般的名称といえる性質を有するものというほかない。そして、これに加えて、証拠（乙3）により、実際に、多数の法人が「ビジネスサポート」をその名称の一部に用いていることが認められることをも併せ考慮して、「ビジネスサポート」は、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというほかはないことなどを踏まえ、原告表示の需要者への浸透度等を検討した上で原告表示の周知商品等表示への該当性（周知性）を否定した前記説示に、不合理な点があるとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

2 その他、原告は縷々主張するが、その主張内容を精査しても、いずれも前記説示を左右するに足りるものはない。

以上によれば、その余の争点につき判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

3 結論

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 「協同組合」という名称を使用するためには、「協同組合法」という法律にしたがって地方法務局に登録する必要があるから、同一又は類似するような名称の協同組合でも、全国各地にある別異の地方法務局の住所地であれば問題ないことになる。

すると、本事件の当事者の所在地は、別異の土地にあるというのだろう。

そうすると、本事件の当事者のような場合は、そうではなく、一般法が通用する法人間の訴訟でないといふ不可であるから、原告は一般法にある不正競争防止法を選び、その中の第2条1項1号に該当する行為を禁止させることを選んだのであろう。同条項の適用条件は、次のとおりである。

- (1) 他人の商品等表示（人の業務に係る営業を表示するもの）。
- (2) 需要者間に広く認識されているもの。

(3) 同一又は類似の商品等表示（営業の表示）を使用する又はそれを使用した商品を譲渡等をする。

(4) 他人の営業と混同を生じさせる行為。

以上の要件をすべて有することになる被告商標にあつては差し止められるべきである、と原告は主張し訴訟を提起したのであったが、裁判所は、原告の商品等表示は需要者間に広く認識されてはいないものであると認定し、被告の営業は原告の営業と混同を生じてはいないと判断したのである。

2. しかしながら、訴訟になった事情を考えると、同一に近い類似の法人名を使用したことが問題になったのであろうから、その事実関係をもっと精査し確認してみる必要があるのではないだろうか。

いずれにしても、当事者ではない第三者にはわかりにくい事案であったと思う。控訴されたかどうかは不明である。

3. 余談であるが、もし原告がその該当する役務について登録商標を取得していれば、商標権侵害として被告に対して差止め請求と損害賠償請求の訴訟を提起することができたであろうが、今からではもう遅いのである。商標法には先願主義や先使用主義の原則があるからである。

〔牛木 理一〕